

福祉保健部指定管理候補者審査委員会(障害者福祉専門委員会)審査報告書 〔鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園〕

平成25年9月13日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会として、次のとおり鳥取県立鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県厚生事業団（鳥取市伏野2259-43） 理事長 山本 光範

○指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

2 審査結果

上記団体を指名し、総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

3 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県厚生事業団から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに、各審査基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
ふじた 恵津子 (委員長)	鳥取環境大学環境学部環境学科講師
たなか 啓子 (副委員長)	鳥取県手をつなぐ育成会理事
こだに 誠 (委員)	小谷昇税理士事務所
もり 武士 (委員)	NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター経営等相談員
まつだ 佐恵子 (委員)	鳥取県福祉保健部長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：平成25年7月2日（火）
・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第2回審査委員会：平成25年9月10日（火）
・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	鹿野かちみ園の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・管理運営の方針	なし 必須 項目
2	鹿野かちみ園の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○施設管理の基準等 ・施設設備の維持管理・衛生管理方法 ・外部委託の考え方 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護等への対応 ・個人情報の保護への対応 ・情報の公開への対応	55

		<ul style="list-style-type: none"> ○入所者の処遇の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な支援計画の作成 ・適切な指導・訓練の実施 ・適切な相談体制の確保 ・嗜好を考慮した食事の提供 ・余暇活動の供与 ・地域との交流内容 ・地域生活移行に向けた支援策 ・入所希望者への情報提供 等 ○県立施設としての役割に対する取組姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・先導的な取り組み ・在宅支援のための研究・指導 ・処遇技術向上のための研究・指導 	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の見通しの妥当性	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 ○組織及び職員の配置等の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の組織・職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材育成 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証 等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 	25

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・施設の設置目的を理解しており、管理運営方針は適切。
2 (55点)	44.25点	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会などの設置により適切に施設が管理されている。 ・リスクマネジメント委員会の開催など緊急時の対応等について適切。 ・外部委託、共同入札等により経費の節減に努めている。 ・入所者の立場に立った聞き取りや、家庭的雰囲気の中での安定した処遇がなされている。 ・地域に開かれており、障がい者への理解を促進させるのに大きな力を発揮している。 ・地域移行への認識が高くバックアップ体制も充分。 ・地域移行、共生を目指して積極的に取り組んでいることが窺える。 ・県立施設としての先導的役割を認識し、その任を果たしている。
3 (20点)	15.0点	・収支計画に詳細な内訳があり、信頼性が高い。
4 (25点)	17.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としての基盤も非常に安定しており、安心して任せることができる。 ・人材育成についての意識も高く、職員配置も充実している。 ・家庭的ケアをより充実させていくために、職員のシフトや人員配置もさらに改善されることを願う。
総合評価 (100点)	76.25点	・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園の指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

4 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 県立の障害者支援施設として、常に公平で平等なサービスを提供する。
- 鹿野かちみ園は「要介助高齢知的障がい者等支援」、鹿野第二かちみ園は「強度行動障がい者等支援」について、県下のモデル施設として、専門的支援のあり方等に関する研究及び実践を先導的に行う。
- 利用者の意思や人権を尊重しながら、利用者の立場に立ったアセスメント、プランニングを実施する。
- サービスの自己評価、利用者自治会や保護者会などとおして、サービスの改善を図る。
- 利用者の意思や適性に配慮しながら、社会資源を利用した地域移行など、その人に相応しい自立を目指す。
- 地域住民等を積極的に受け入れ、理解や啓発を推進するとともに、利用者の社会参加を促進。
- 個人情報保護の徹底、情報公開など関係法令を遵守し、公正で透明性の高い運営。
- 環境に配慮した施設運営と経費削減による効率的・安定的な施設運営。

(2) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

- 全室個室・完全ユニット型施設の特徴を最大限に活用する生活支援。
- 施設内の活動場所と施設外の社会資源を活用したその人に相応しい日中活動支援。
- 在宅障がい児・者に対する支援。

(3) 施設管理の基準等

- 経費節減と効率的な管理を基本として、専門業者への委託が必要な業務を外部委託。

(4) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

- 施設の防災計画・各種マニュアル等を職員に周知徹底、地元自治会等とも協力体制を確立。
- リスクマネジメント委員会、感染症委員会等を設置し予防対策を実施。
- 災害等の発生により被害が長期化した場合に利用者の安全な生活を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定。

(5) 個人情報保護等への対応

- 法人の「個人情報保護規程」及び「情報公開規程」に基づき、公正な情報の管理を実施。

(6) 入所者への処遇に対する考え方

- 日常生活習慣の確立が可能となるような指導・訓練方法を実施。
- 社会生活・社会経済活動参加等が可能となるような指導・訓練方法を実施。
- 個別に栄養ケアマネジメントを実施し、個々の健康状態等に応じた食事を提供する。
- 各ユニットへの配食や「ユニット調理」を行い、少人数で落ち着いた家庭的な雰囲気の中で食事が楽しめるよう配慮。
- 苦情に関してその場で解決できないものは、第三者委員2名を含む苦情解決検討委員会、更に鳥取県厚生事業団苦情解決検討委員会で解決を図る。
- 地域の各種行事を地域団体（公民館、社協、鹿野支所など）と共催、あるいは積極的に参加し、文化、スポーツ等とおした地域交流。また施設内行事を地域にも開放し、施設内交流を図る。
- 「重度の障がいがある人でも地域移行を」を目標に、様々な社会資源を利用し地域移行を推進。ケアホーム等に入居後も必要な援助を実施していく。

(7) 県立施設としての役割に対する方針

【鹿野かちみ園】 <<要介助高齢知的障がい者等に対する専門的支援>>

① 支援の考え方

要介助高齢知的障がい者等の特性と支援の手法を習得し、利用者のより健康で安全な生活を支援。「介護予防」と「生きがいつくり」を重点課題と捉える。

② 対象者

高齢又は病弱等により食事、排泄、入浴等の日常生活動作のいずれかに介助を必要とする利用者、高齢化により機能低下が進んでいると見られる利用者

③ 具体的支援内容

健康管理、食事介助（口腔乾燥防止）、入浴支援（バスリフト付個浴槽）、排泄支援、介護予防・生きがいつくりのための各種療法・創作活動等

【鹿野第二かちみ園】 《強度行動障がい者等に対する専門的支援》

① 支援の考え方

ABA応用行動分析やTEACCHプログラム、PECS（絵カード）の手法等を活用することで、課題となる行動の減少を図り、コミュニケーションに障がいのある利用者にとって混乱のない心穏やかな生活が送れるよう支援する。

② 対象者

重度の発達障がいや自閉症などにより、特に強度の行動障がい、コミュニケーション障がいのある利用者

③ 具体的支援内容

強度行動障がい等の特性の理解と応用行動分析に基づく支援。TEACCHプログラムやストラテジーシート、トークンシステム、スヌーズレン（静の部屋）等も活用。

また、利用者が何をすればよいのかを理解し、自立して行動できるように、「構造化」を目指して支援。構造化ができた利用者に対しては、段階的に「般化」を行う支援。

【グループホームや在宅支援など地域移行に向けた取り組み】

- 県立施設として、又、地域の障がい福祉の中核でありセーフティネットとして施設が存在することを強く認識し、施設機能の充実、様々な在宅福祉事業の提供等に努め、在宅障がい児・者が地域で安心して暮らせるよう研究・取り組みを推進。
- 具体的には、在宅福祉の現状把握、在宅障がい児・者に対する在宅支援の研究、施設の空き部屋やその他の事業等を活用し、一時的に居宅生活が困難となった障がい児・者を受け入れ。
- 自立生活の維持・向上を目的とした就労体験や体験入居等を積極的に実施。

【処遇技術向上のための研究・指導事業の実施】

- 処遇技術向上のための研究として、精神障がい者の理解と支援方法、難病の理解と支援方法、受け入れ体制づくりの検討、認知症の理解と支援方法等に取り組む。
- 指導事業（研修事業等）としては、具体的支援の研究とその実践を活かして、県内の福祉・医療等の関係職員を対象とした研修を実施。「要介助高齢知的障がい者等支援に関する研修」や「強度行動障がい者等支援に関する研修」など。

（８）組織及び職員の配置等

- 両施設とも、国の定める職員の配置基準（最低基準）より倍以上の支援員を配置。
- 県立の社会福祉施設に勤務する職員として、社会の模範となる人間性と高い専門性を備えた人材を育成することを目的として、法人の服務規律の周知徹底、各種法令の遵守、各種専門研修の実施・受講、職務に必要な資格取得の奨励等を行う。

（９）その他（地域貢献に繋がる取り組み）

- 県立施設として、又、鹿野町に障がい者に関する社会資源は当法人のみであることから、鹿野町が取り組む各分野について可能な限り協力をし、鹿野町の活性化の一端を担う。具体的取り組み内容としては、福祉の町づくりへの協力、町の環境美化等への協力、町おこしへの協力（ウマモナドをつかった町おこし）など。